

毎大日

職工側は持久の策戦(巻)

藤永田造船の争議止まず 委員から職工へ夫々通知

争議中の藤永田造船所職工及び之が親戚職工等約二千五百名が九日午後二時から直営沼津住吉公園に集合し解散を命ぜられ闘争の末内閣口名が住吉署へ押寄せたは夕刊所報の如くであるが

一時、職工側は全く退散し公園を離れ、藤永田の工場に居残った千餘名は三時半頃から大勢が解散し、内閣口名は十二三廠棟に居て解散した

當日沼津で警備隊と衝突の際小久保警察署に三十三藤永田本工場職工山田一(二十四)橋岡二(廿二)外二名同時に住吉署前でも大勢市内四區薬港三條通三丁目住上職工市川瑛之吉(二十二)本自作廠外三名、都合十名の被疑者を出したが、闘争中に被疑者にも、職工側にも散

名の負傷者があつたらしく取辱から七八本、旗幟本を擧げた際、く解散を命ぜられた職工側の中から幹部連日餘は午後六時から三軒家の旭俱樂部に會合して協議の結果十日頃めて十三廠棟に運動會を開くべく申合せなる上

(一)我等は臨時委員を信任し新じて個人的利益に懸せず

(二)我等は決死的團結の威力を以て暴虐なる資本家の区画を顛するの決議をなし今後各支部に結束を固めて持久的戦戦を取ることをした決議書に左の注意書を印刷して全職工に郵送した

我等の緊固なる團結に對し藤永田は何事をも成し得ない事を漸く悟つた、其處で彼等の唯一の殘された最後の手段として團結勸解し策を開始した、諸君への通達書は即ちそれだ、諸君よ資本家の袋裏手段たる團結勸解し策に陥る勿れ

因に神戸東神職工組合から五十職藤永田工場所職工若志廠から百職を藤永田工場へ寄附して來た

毎大改朝

就職申込書(題)

『入社に入つて來るか
職工幹部の手に入るか
二日間の晩合ひ』

だつたが七日若手若手から
闘争手帳は、闘争毎に日給二週間分、一週間以上六週間未満二日分、四週間未満は能明らる者に限り賃金を支給する

を犠牲せる由さぬ

との三箇條を答へ、他の九箇條は拒絶したので更に代表者八名を遣ひ九日夜崎廣華を委員長に形式を變へて再度提出し職工組合の承認を得て目的を貫徹する所だと

- 一、要求書
- 二、九時間制にする事(毎本時)
- 三、夜勤の歩掛を本給に繰上げる事
- 四、業務歩掛二時間五附分の事
- 五、若手俱樂部を全給し禮金を分ける事
- 六、共済機關を設ける事(銀行)
- 七、委員は職工から選出す
- 八、昇給は一年一回六月十二月
- 九、闘争手帳は賃算表五十圓、病身三十圓とする事

並に解雇の禁令は二週間前に通告する事と職工被疑者入は組合に交渉する事被疑者を出さぬ第十一箇條である

三百間の休業と真間は何等か頼つた事を發出しやうと思つて居ります何しろあの意氣の儘で押運時は構構は動いて居るもの、油を少しも注して居ないので、僅にして居れば四五日、僅に間に合はぬ様になつてしまふので止むを得ず此舉に出たので、此三日間に就業を市忍んで來た者は構力能可する方針です中には強いられて出陣に出て居るものもある様ですから我等に對してはまた特別の方針多難じてやらなければならぬだらうと思つて居ります、尚ほ第二の委員が又交渉に來る様な事があるとしても、當方は絶対に是には應じない方針です云々

嘆願書を要求 書に變へ

國及鐵工所職工
大崎市地所高長町國及鐵工所職工
は數日前職工組合を提出して紛争中